

1. 「算定基礎届」のご提出ありがとうございました。なお、未だご提出されていない事業所様は、7月11日(火)の提出期限を過ぎておりますので、大至急ご提出ください。

2. 賞与を支給された事業所様は、「賞与支払届」を必ずご提出ください。
支給されなかった場合は「賞与支払総括表」のみご提出ください。

3. 「住所変更届」の様式を改訂しました。

厚生労働省の通知に基づき健保組合では、現在過去に登録した加入者の皆さまの資格情報等について再点検を行いました。点検の結果、当組合において現時点で誤りはございませんでした。しかしながら、当初のお届けから住所変更されている方(もしくは住民票と現住所が違う方)が散見されております。お手数ですが、従業員様、ご家族様の住所が変更になった際は組合ホームページに掲載の**新様式の「住所変更届」**でご提出くださいますようお願い申し上げます。本届出はFAXでのご提出が可能です。また、現住所が住民票住所と異なる場合もお届けが必要です。「住所変更届」には**現住所と住民票住所をご記入ください**。「資格取得届」「被扶養者異動届」も同様に現住所と住民票住所が異なる場合には両方の記入をしてください。

さらに、マイナンバーカードの紛失等により当初お届けの個人番号を変更された方が数名いらっしゃいました。紛失による再発行時に原則個人番号の変更はありませんが、ご本人のご希望で変更することもあるとのことです。つきましては、「**個人番号変更届**」を新たにホームページに掲載いたしました。**従業員の皆さまには「個人番号を変更した時は届出が必要」**である旨、ご周知くださいますようお願いいたします。



現在 Pep Up では「日々のやることチャレンジ」を開催中です。

多くのご参加をいただきまして、ありがとうございます。

Pep Up を導入して1年になりました。ご利用されている中には「5000超」のポイントを獲得された方も多くおられるかと思えます。ポイントの有効期限は2年間です。Pep Up 内で確認できますのでご覧ください。これからも、健康に関する情報の提供や楽しいイベントを開催してまいりますので、まだご参加でない従業員様がいらっしゃいましたら、ぜひご登録をお勧めしていただければと思います。登録に必要なID再発行は当組合ホームページ内で申し込みます。

健保の健診事業を利用されずに、事業主健診を実施されている事業所様へ

マイナンバーやPep Upに健診結果を反映するには、健診結果を健保にご提供いただく必要があります。

40歳以上の被保険者の皆さまの健診結果をご送付ください。

(その際はホームページに掲載の「特定健診質問票」も添付ください)

※当健保の健診をご利用の場合は送付不要です。

※また、健康保険組合における健診の実施率においても、事業所様のご協力が不可欠です。

実施率には上記の「**事業所で独自に実施された健診結果を健保に送付する**」ことも含まれます。